

## 保全地区・保存樹木の指定解除について (資料2)

### 1 保全地区及び保存樹木とは

昭和47年(1972年)に施行された東海市緑化及び花いっぱい推進条例に基づき、市長が良好な自然環境を保護し、美観風致を維持する上で必要と認める地区又は樹木について、市から所有者に依頼し、承諾が得られた地区又は樹木を、東海市緑化審議会の意見を聴いた上で、保全地区及び保存樹木に指定し、その保存又は育成に係る費用の一部を補助しています。

#### 東海市緑化及び花いっぱい推進条例(抜粋)

##### (保全地区及び保存樹木の指定)

第3条 市長は、良好な自然環境を保護し、及び美観風致を維持する上で必要と認める地区又は樹木を所有者の承諾を得て、保全地区又は保存樹木として指定することができる。

2 市長は、前項の保全地区等を指定するときは、あらかじめ東海市緑化審議会の意見を聴かなければならない。

##### (助成)

第8条 市長は、保全地区等の保存又は育成に関し、予算の範囲内で当該費用を補助することができる。



東海市緑化及び花いっぱい推進条例施行規則に定める保全地区等の指定基準及び補助額の基準等は以下のとおりです。

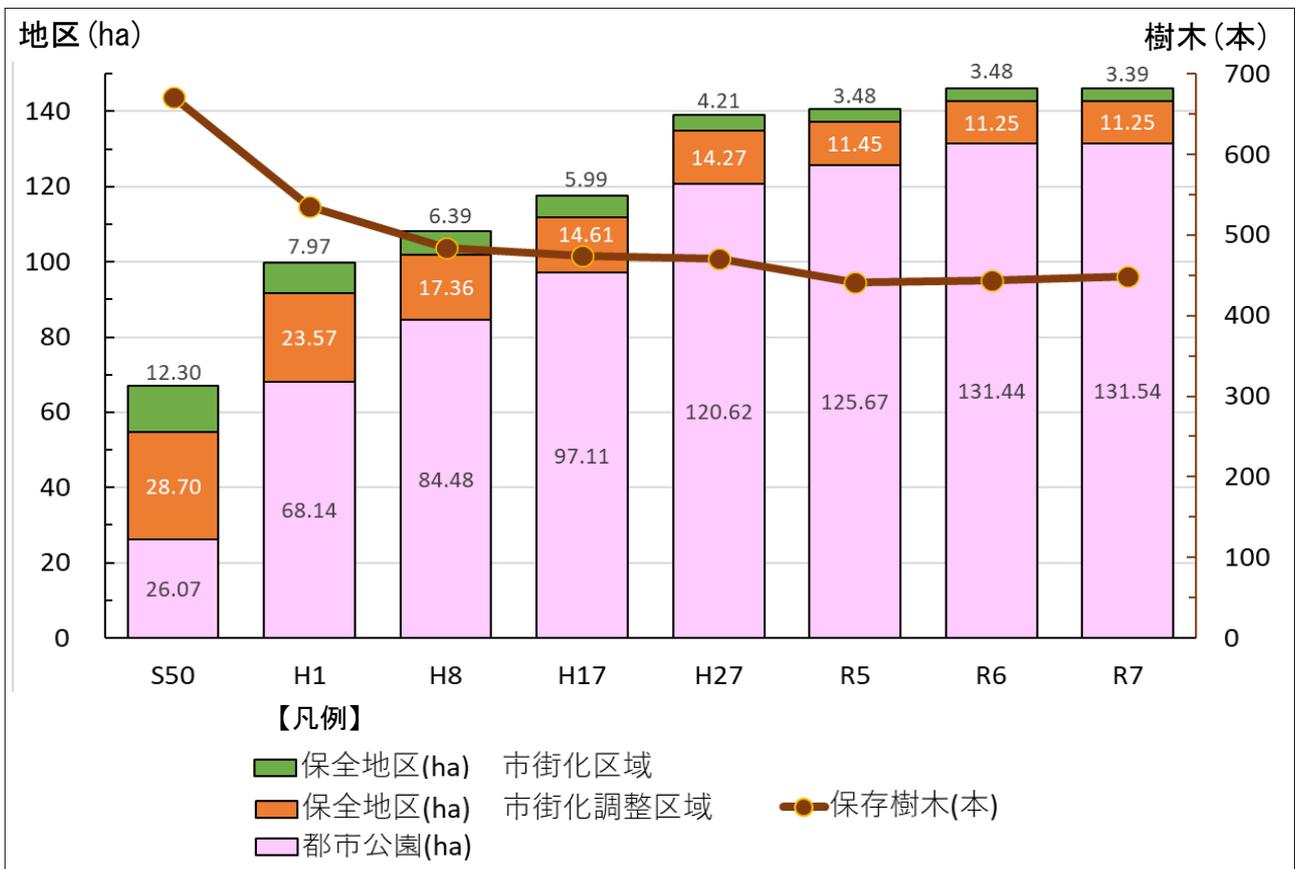
	指定基準	補助額の基準
保全地区	土地の面積が400平方メートル以上で、樹木が集団して生育し、かつ、健全であること。※地番毎に指定	市街化区域 : 年額2,000円/100㎡ 市街化調整区域 : 年額500円/100㎡
保存樹木	次のいずれかに該当し、健全で、かつ、樹容が美観上優れていること。 ア 1.5メートルの高さにおける幹の周囲が1メートル以上あるもの イ 株立ちした樹木は、高さ3メートル以上あるもの ウ はん登性樹木は、枝葉の面積が30平方メートル以上あるもの	年額1,000円/本

## 2 指定の変遷と現状

保全地区は、昭和50年（1975年）には、約41haありましたが、土地利用の変更に伴う伐採や譲渡により減少し、現在では15ha未満に減少しています。

一方、都市公園の面積は、まとまりのある樹林地（大池公園、聚楽園公園、加木屋緑地等）について、市が用地を取得し、保全及び整備に努めてきたことから、昭和50年（1975年）の約26haから、130ha以上に増加しています。

保存樹木は、昭和50年（1975年）には、671本ありましたが、土地利用の変更に伴う伐採や、松くい虫等の病虫害による枯死等により減少し、令和5年には441本に減少しました。令和6年度及び令和7年度には指定解除を上回る新規指定があり、449本に増加しています。（前回審議会以降の解除届出を含む数値）



年度	S50	H1	H8	H17	H27	R5	R6	R7
保存樹木(本)	671	535	484	474	471	441	444	449
保全地区(ha) 合計	41.00	31.54	23.75	20.60	18.48	14.93	14.73	14.64
保全地区(ha) 市街化区域	12.30	7.97	6.39	5.99	4.21	3.48	3.48	3.39
保全地区(ha) 市街化調整区域	28.70	23.57	17.36	14.61	14.27	11.45	11.25	11.25
都市公園(ha)	26.07	68.14	84.48	97.11	120.62	125.67	131.44	131.54
保全地区及び都市公園 合計	67.07	99.68	108.23	117.71	139.10	140.60	146.17	146.18

保存樹木の解除理由として、社寺の境内地や駐車場の老朽化・大木化した樹木の倒木や落枝による事故防止の他、隣接住宅地への落ち葉や日照等の影響を考慮して、やむを得ず伐採や強剪定を実施するため指定解除する事例が増えてきています。

今後は、保存樹木の伐採時には、新しく後継樹の植栽を検討していただいたり、指定基準を満たす他の樹木の新規指定等を提案することで、樹木の保存に努めていく必要があります。

### 3 指定解除について

令和6年度（2024年度）緑化審議会以降に指定解除の届出があったのは、以下のとおり保全地区1箇所、保存樹木5本です。

#### 保全地区指定解除の届出箇所

	所在地	面積	解除理由
解除地区	荒尾町奥油田	963 m <sup>2</sup>	住宅を建てるため
	計	△963 m <sup>2</sup>	
	指定解除後 保全地区面積	146,358 m <sup>2</sup>	

#### 保存樹木指定解除の届出箇所

	所在地	樹種	幹周	解除理由
解除樹木1	富木島町貴船 (七社之社)	クロマツ	150cm	枯死
解除樹木2	養父町里中 (妙乗院)	クスノキ	170cm	倒れる危険があったため
解除樹木3	養父町里中 (妙乗院)	クスノキ	205cm	倒れる危険があったため
解除樹木4	東海市大田町寺下 (弥勒寺)	モミジ	120cm	枯死
解除樹木5	東海市大田町寺下 (弥勒寺)	クロマツ	210cm	枯死
	計	△5本		
	指定解除後 保存樹木本数	449本		

## 保全地区指定解除の届出箇所



解除地区：荒尾町奥油田（963 m<sup>2</sup>）

## 保存樹木指定解除の届出箇所



解除樹木 1：富木島町貴船（七社之社） クロマツ



解除樹木 2 : 養父町里中 (妙乗院) クスノキ

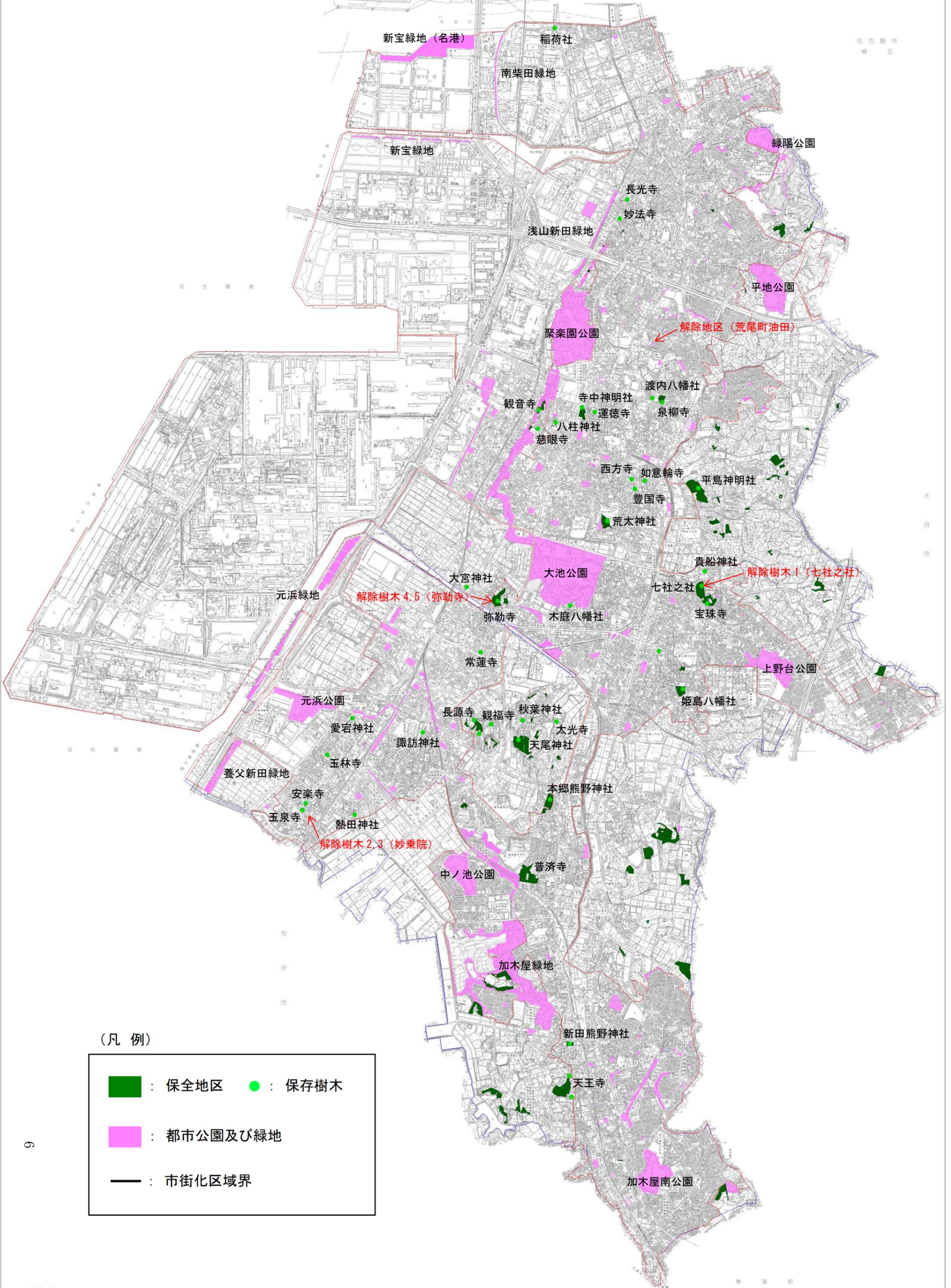
解除樹木 3 : 養父町里中 (妙乗院) クスノキ



解除樹木 4 : 大田町寺下 (弥勒寺) モミジ

解除樹木 5 : 大田町寺下 (弥勒寺) クロマツ

# 名古屋市 保全地区・保存樹木及び公園緑地位置図



(凡例)

- : 保全地区
- : 保存樹木
- : 都市公園及び緑地
- : 市街化区域界